

枚 方 市 景 觀 計 画(案)

平成 26 年 月 枚 方 市

目 次

はじめに -----	1
1 章 景観計画の区域 -----	2
2 章 良好的な景観の形成に関する方針 -----	6
2-1 景観計画区域全域.....	6
2-2 景観形成区域別.....	8
2-3 景観重点区域.....	9
3 章 行為の制限に関する事項 -----	10
3-1 区域別の届出対象行為及び規模.....	10
3-2 区域別の景観形成基準.....	12
4 章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 -----	20
4-1 景観重要建造物の指定の方針.....	20
4-2 景観重要樹木の指定の方針.....	20
5 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件 設置に関する行為の制限に関する事項 -----	21
6 章 公共施設等の景観形成の方針 -----	22
6-1 一般区域	22
6-2 景観形成区域.....	22
6-3 景観重点区域.....	23
附則 -----	24

はじめに

枚方市では、平成 6 年に景観形成の目標を「枚方の新たな魅力を創る」として、枚方市がめざすべき景観形成の方向と方針、及び、その実現に向けた取り組みのあり方を示した「枚方市都市景観基本計画」を策定し、市域の景観整備に取り組んできました。その後、同計画の実効性を高めるために、平成 10 年に「枚方市都市景観形成要綱」を制定し、地区指定による景観の保全・誘導や住民協定への支援、及び大規模建築物等の届出などによる景観誘導などの取り組みを進めてきました。

一方、国は平成 15 年に「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成を重要課題に位置づけ、良好な景観形成に関する取り組みを具体的な施策に結びつけるための法制度の制定が進められ、平成 16 年 6 月に「景観法（平成 16 年法律第 110 号）」が公布され、平成 17 年には全面施行されました。

「官」だけでなく「民」の責務にも言及した「景観法」の施行によって、これまでの自主条例等では限界のあった強制力を伴う法的な規制などが可能となり、全国においてより一層の景観整備が推進されています。大阪府においても、府域を対象に平成 20 年に「景観法」に基づく景観計画を策定しています。

枚方市では、こうした国や大阪府における取り組みを踏まえて、平成 25 年 11 月に「枚方市都市景観基本計画」を改訂しました。

平成 26 年 4 月からは、中核市移行にあわせ、改訂した基本計画をもとに、「景観法」に基づく「枚方市景観計画」と「枚方市景観条例」を定めることで、法的実効性をもたせ、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざします。

なお、本計画の用語の定義については特記なき場合は枚方市景観条例によるものとします。

1章：景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

(1) 景観計画の区域

「景観計画の区域」は枚方市全域 (65.08 km^2) とします。

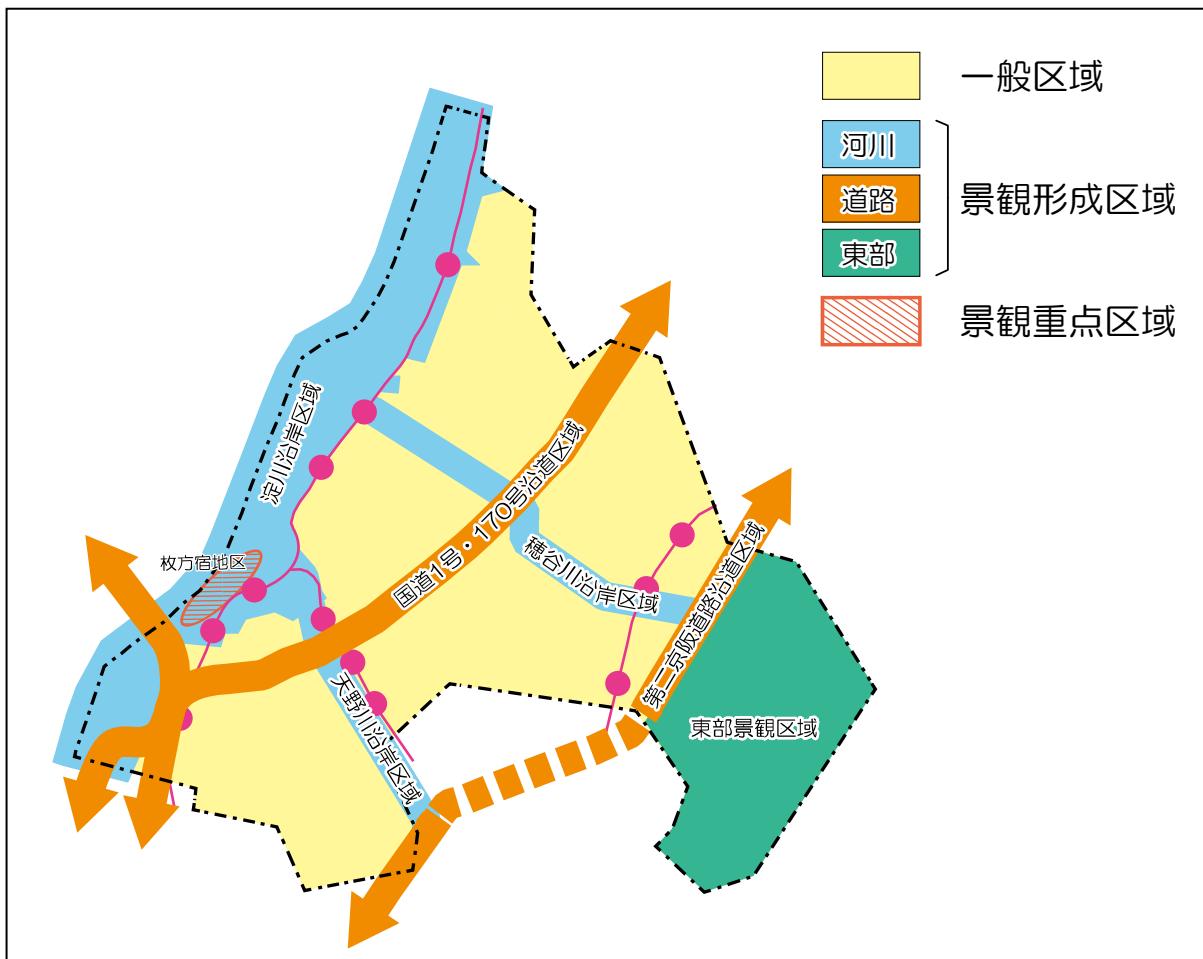
(2) 区域の区分

- ・景観計画区域のうち、良好な景観の形成をめざし、地域の特性を活かした景観の形成を図る区域を「一般区域」とします。
- ・景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要があり、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域を「景観形成区域」とします。
- ・景観計画区域のうち、良好な景観の形成を特に推進する必要があり、重点的に良好な景観を保全・創出しながら、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域を「景観重点区域」とします。

【留意事項】

- ・詳細の位置図は、別添図書によるものとします。
- ・敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域内とします。
- ・区域が重複する場合は、それの方針、基準を適用します。

景観計画の区域と区域区分



① 一般区域

一般区域は、景観計画区域（枚方市域全域）のうち、「景観形成区域」と「景観重点区域」を除く区域とします。市域全体に広く分布し、それぞれの地域の個性や特性を活かした景観の形成を図ります。

② 景観形成区域

景観形成区域は、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要がある区域を指定します。主要な道路沿いを「道路景観軸」、主要な河川沿いを「河川景観軸」、生駒山地に連なる縁の区域を「東部景観区域」とします。

(i) 道路景観軸の区域

道路景観軸の区域は、市域を貫く主要な広域幹線道路沿いの区域とし、国道1号・170号の道路境界から両側50mの幅の区域と、第二京阪道路の道路境界から両側50mの幅の区域とします。

(ii) 河川景観軸の区域

河川景観軸の区域は、市域を流下する主要な河川沿いの区域とし、淀川沿岸の河川区域から500m幅の区域（河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を目安として定めた境界（当該境界に連続する商業系用途の区域等を含む。）とする。）と、穂谷川沿岸の河川区域から50m幅の区域（ただし、東部景観区域は除く。）、並びに、天野川沿岸の河川区域から50m幅の区域とします。

(iii) 東部景観区域

東部景観区域は、第二京阪道路より東側の第二京阪道路と市境界に囲まれた区域（ただし天野川より西側を除く。）とします。

③ 景観重点区域

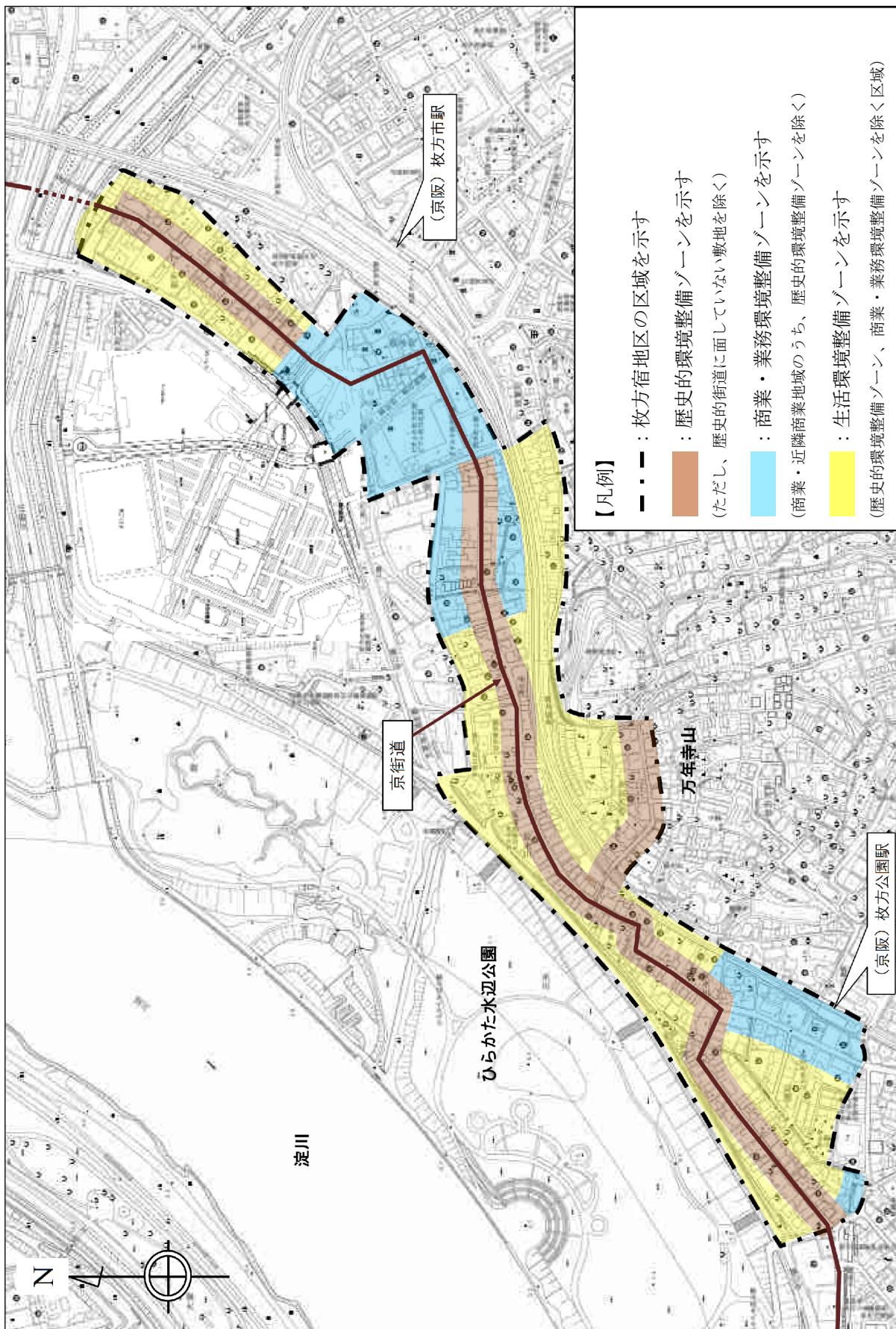
景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要である区域を「景観重点区域」として指定し、重点的に良好な景観を保全するとともに、区域の特性を活かした景観の形成を図ります。

指定区域は必要に応じて順次、追加していきます。

(i) 枚方宿地区

枚方宿地区的区域は新町1丁目、岡本町、三矢町、堤町、岡南町、枚方上之町及び枚方元町地内の次頁に示すとおり（区域面積：約 21 ha）とします。

枚方宿地区 区域図(景観重点区域)



2章：良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項関係)

2-1 景観計画区域全域の景観形成の方針

(1) 景観づくりの基本方針

景観計画区域全域の「良好な景観の形成に関する方針」を以下のとおりとします。

なお、基本方針及び景観形成の方向は「枚方市都市景観基本計画」に従うものであり、詳細については基本計画に示すものとします（以下、本章において同じ）。

- ①『豊かな自然や歴史』をまもるために
 - 枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす
 - 歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす
- ②『快適な地域環境』をはぐくむために
 - 自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創る
 - 個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む
 - まちの景観を乱すものを取り除く
 - 高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む
- ③『都市的な魅力』をつくるために
 - にぎわいと風格のある都市核を創る
 - 生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育てる
 - 四季のいろいろや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出する

(2) 景観類型別の景観形成の方向

景観を構成している要素を都市の骨格となる景観として4区分、地区別の面的な景観として5区分の合計9区分に分類し、それぞれの景観形成の方向を以下のとおりとします。

都市の骨格景観	景観形成の方向
ターミナル拠点景観	ターミナル拠点としての基盤整備の充実を図るとともに、駅周辺地域を含めた総合的な視点から地域の核となる魅力にあふれにぎわいに満ちた場づくりを進めます。
沿道景観	都市や地域の骨格にふさわしい安全で楽しみのある景観を育てていきます。
河川景観	市民が身近に水に親しみ自然とふれあうことのできる空間として活用していきます。
眺望景観	優れた眺望景観や眺望点・眺望軸、地域を印象づけるランドマークの保全・整備を図ります。

地区タイプ	景観形成の方向
緑地景観	緑地の保全・修復に努めるとともに、緑豊かなまちづくりを進めます。
歴史景観	各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全し、貴重な景観資源として活用していきます。
住宅地景観	地域の個性を活かしながら、安全性、快適性にあふれたゆとりある住環境を創造していきます。
商業・業務地景観	商業・業務空間としての活力に溢れ、にぎわいに満ち溢れた快適な環境の創造と、文化性の感じられる個性あるまちの顔として、まとまりのある景観形成を図ります。
工業地景観	周辺地域と調和のとれた、快適でうるおいのある地区環境を形成します。

2-2 景観形成区域別の景観形成の方針

景観形成区域別の景観形成の方針を以下のとおりとします。

景観形成区域		景観形成の方針
道路景観軸	国道1号・170号沿道区域 (国道1号・170号景観軸)	1. 沿道の緑と沿道施設の総合的な景観形成 2. 道路景観に変化を与える節目の修景と眺望の活用
	第二京阪道路沿道区域 (第二京阪道路景観軸)	1. 山なみへの眺望とみどりの連續性の確保 2. 交通結節点における良好なランドマークの形成
河川景観軸	淀川沿岸区域 (淀川景観軸)	1. 枚方を象徴する「母なる川」としての自然景観の保全 2. 市民が身近に親しめる河川空間の形成 3. 河川に沿った斜面林の展望を活かした景観形成
	穂谷川沿岸区域 (穂谷川景観軸)	1. 穂谷川を軸とした自然・歴史文化・スポーツレクリエーション空間をつなぐネットワークの形成 2. 生物が生息する空間(ビオトープ)の保全と創造
	天野川沿岸区域 (天野川景観軸)	1. 自然と親しみ人々が出会える場の創造 2. 河川と一体となったまちづくり 3. 後背地の田園や斜面林と北摂・生駒への眺望を楽しめる場の整備
東部景観区域		1. 生駒の山なみと調和したまちづくりの推進 2. 枚方を代表する豊かな自然環境の保全と自然との交流空間の整備 3. 地域の骨格となる道路整備に伴う沿道景観の形成

2-3 景観重点区域の景観形成の方針

景観重点区域の景観形成の方針を以下のとおりとします。

景観重点区域	景観形成の方針
枚方宿地区	<p>枚方宿地区は、江戸時代から京都と大阪をつなぐ京街道の宿場町として賑い、陸の街道だけでなく、街道とほぼ並行して流れる淀川を利用した水上交通の中継港の役割を持つ交通の要衝でした。その後も枚方市の玄関口として成長してきましたが、今でも歴史的な建造物が数多く残り、淀川や万年寺山といった自然環境にも恵まれています。</p> <p>地区内は、街道沿いの伝統的なまちなみが残る区域、その街道から一筋中に入った住宅中心の区域、そして、枚方市駅や枚方公園駅周辺の商業・業務施設が多い区域の3つのゾーンに分けられます。</p> <p>街道沿いの区域には、1階部分を出格子や腰板張りとし、2階や中2階部分を虫籠（むしこ）窓のある漆喰塗りとするなど、外觀に地域の伝統的様式を備えた町家が多く見られます。また、街道に向かって傾斜した屋根がかかる平入りの建物が軒を連ねることにより、連續したまちなみ景観を生み出し、この区域の特徴となっています。</p> <p>近年は、歴史的景観と調和した改修等が行われる一方で、新建材による建替えや空地・駐車場のネットフェンス等がまちなみの連續性における課題となっています。</p> <p>このような状況から、枚方宿地区では、各ゾーンの特性に応じて、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な生活環境の保持、景観の保全・創造、並びに商業機能の充実を図ります。</p> <p>当地区を歴史的街道に面する「歴史的環境整備ゾーン」、住宅等が集積している「生活環境整備ゾーン」、商業・業務施設が集積している「商業・業務環境整備ゾーン」の3つのゾーンに分けて、ゾーン毎の特性に応じた景観づくりに努めます。</p> <p>①歴史的環境整備ゾーン・・・歴史的街道の沿道としてふさわしい景観づくりを行う。 ②生活環境整備ゾーン・・・歴史的環境整備ゾーンと調和した景観づくりを行う。 ③商業・業務環境整備ゾーン・歴史的環境整備ゾーンに配慮した景観づくりを行う。</p>

3章：行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

3-1 区域別の届出対象行為及び規模

(1) 一般区域及び景観形成区域

景観計画の区域内のうち、一般区域及び景観形成区域における景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為及び規模は下表のとおりとします。下表に掲げるいずれかの行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

■届出対象行為及び規模（一般区域及び景観形成区域）

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもの、建築面積が1,500m ² を超えるもの、又は、延べ面積が3,000m ² を超えるもの
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが15mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・高さが15m又は建築面積が1,500m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コーナー、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 ・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの ・幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為に係る土地の面積が、1ha以上のもの

なお、景観法並びに枚方市景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(2) 景観重点区域：枚方宿地区

景観重点区域：枚方宿地区において、景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりとします。下表に掲げるいずれかの行為を枚方宿地区において行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

■届出対象行為及び規模（景観重点区域：枚方宿地区）

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての建築物
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等・垣、さくその他これらに類する工作物等（ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ2mを超えるものに限る）・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの・幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為に係る土地の面積が、500m ² 以上のもの

なお、景観法並びに枚方市景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

3-2 区域別の景観形成基準

景観形成基準は、一般区域、景観形成区域（道路景観軸、河川景観軸、東部景観区域）、景観重点区域（枚方宿地区）のそれぞれの区域毎に形態意匠、色彩等について基準を定めています。

(1) 一般区域

景観形成区域及び景観重点区域以外の区域とする。

対象項目		景観形成基準
全体計画		周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物等（これに附屬する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附屬するものの配置	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないよう工夫をする。
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	建築物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をする。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化 (ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をする。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化 (ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

(2) 景観形成区域

- ① 道路景観軸の区域：国道1号・170号沿道区域、第二京阪道路沿道区域

対象項目		景観形成基準
全体計画		周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないよう工夫をする。
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	建築物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をする。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
工作物の基準	敷地内の緑化 (ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。 (ウ)まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行空間と緑化などの修景スペースの確保に工夫する。	
	工作物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をする。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化 (ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

② 河川景観軸の区域：淀川沿岸区域、穂谷川沿岸区域、天野川沿岸区域

対象項目		景観形成基準
全体計画		周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物等 (これに附屬する工作物を含む) の基準	建築物及びこれに附屬するものの配置	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないよう工夫をする。
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	建築物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化 (ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷際には緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化 (ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷際には緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

③ 東部景観区域

対象項目		景観形成基準
全体計画		周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物等（これに附屬する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないよう工夫をする。
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	建築物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山なみと調和し、かつ著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、背景となる山なみに配慮する。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	
工作物の基準	工作物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山なみと調和し、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、背景となる山なみに配慮する。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	

(3) 景観重点区域

① 枚方宿地区

対象項目		景観形成基準
全体計画		周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を道路から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	建築設備・附属性等	建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	屋外広告物	歴史的環境整備ゾーンにおいて看板等を設置する場合、 (ア)建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。 (イ)歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。 (ウ)複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫に努める。
建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	歴史的環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	(ア)壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連續性に配慮する。 (イ)木、石、漆喰等の伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。
	屋根	原則、勾配屋根とともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。
	意匠等	伝統的様式（出格子、虫籠窓等）、又はそれらと調和するものとする。
建築物の外観	生活環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	木、石、漆喰などの伝統的素材と調和するものとする。
	屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下のもの）
	意匠等	伝統的様式（出格子、虫籠窓等）と調和するものとする。
商業・業務環境整備ゾーン		
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下のもの）
	外壁・意匠等	和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。
敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。

工作物の基準	工作物の外観	歴史的環境整備ゾーン		
		色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。※別表2の色彩基準を遵守すること。	
		外壁	門、塀、垣、さく等を配置する場合は、街道との敷際に配置し、周辺との連續性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみと配慮する。	
		意匠	木、石、漆喰、瓦などの伝統的素材、又はそれらと調和するものを使うなど、和風の造りとなるよう配慮する。	
		生活環境整備ゾーン		
		色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和したものとする。※別表2の色彩基準を遵守すること。	
		意匠	和風と調和するデザインとする。	
商業・業務環境整備ゾーン				
色彩		外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和したものとする。※別表2の色彩基準を遵守すること。		
意匠		和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。		
敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連續性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。			

■別表1：色彩基準（景観重点区域以外）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ・ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ・ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、市長が特別な理由があると認める場合は色彩基準の適用を除外する。

■別表2：色彩基準（景観重点区域）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁、屋根及びシャッター等については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（基本色）

- ・ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ・ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色。

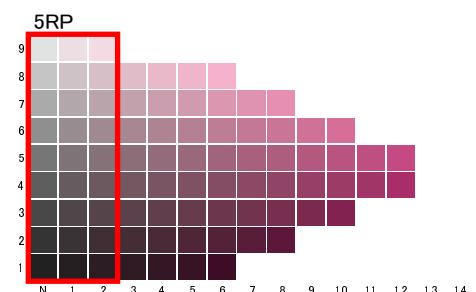
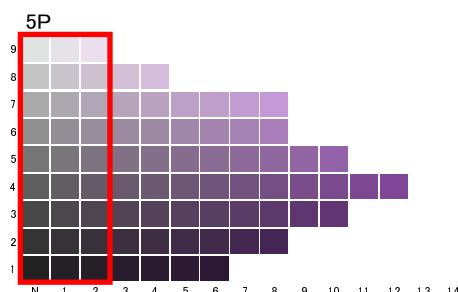
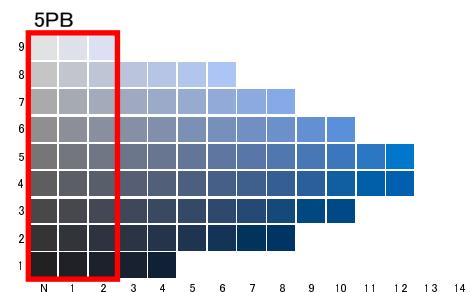
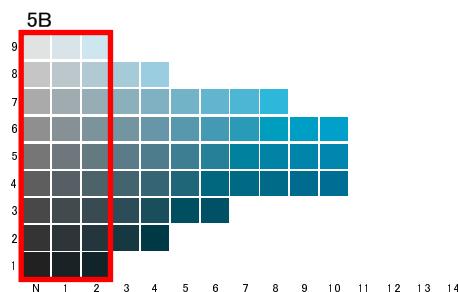
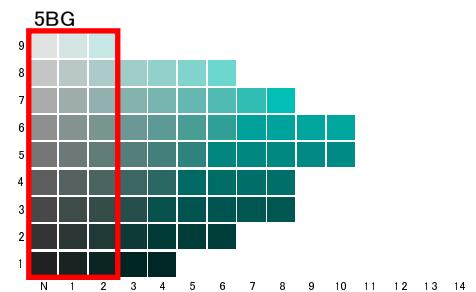
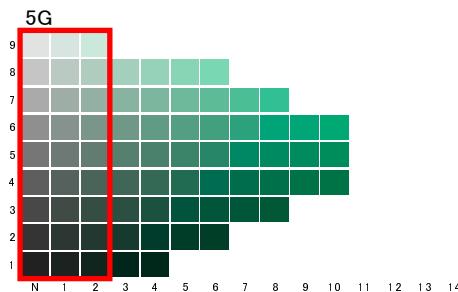
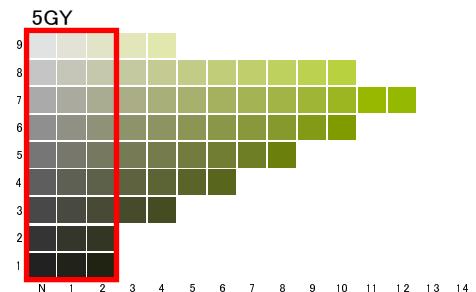
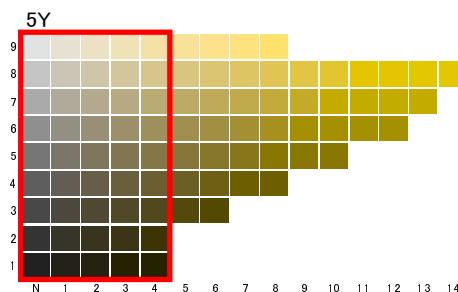
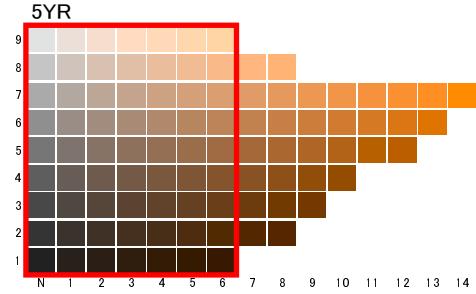
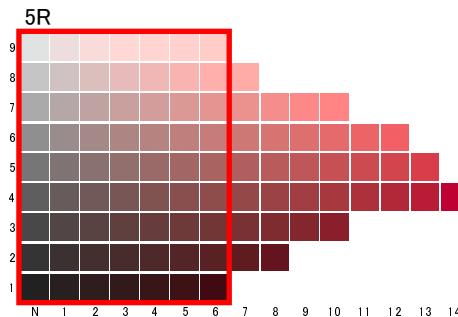
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、市長が特別な理由があると認める場合は色彩基準の適用を除外する。

(参考) マンセル表色系と色彩基準

枚方市景観計画における色彩基準（外壁基本色）

以下のマンセル表色系に示す各色相の **赤枠内** が外壁に使用してもよい色彩の範囲です。
但し、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票等により確認してください。



4章：景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

4-1 景観重要建造物の指定の方針

次の各項目に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められる建造物
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- ・地域に広く親しまれている建造物（適切に管理されているもの。）

4-2 景観重要樹木の指定の方針

次の各項目に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められる樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- ・地域に広く親しまれている樹木（適切に管理されているもの。）

5章：屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠です。これまで、大阪府屋外広告物条例に基づき規制誘導が行われてきましたが、平成26年4月からは景観計画の区域における具体的な基準については、枚方市屋外広告物条例に委ねることとします。

ただし、景観重点区域において、屋外広告物の基準が定められた場合には、広告物を当該基準に即したものとするよう努めることとします。

6章：公共施設等の景観形成の方針

良好な景観の形成を図るため、公共施設等の整備・管理にあたっては、次の各項を基本とします。

また、景観の形成において特に重要な役割を担う道路、河川、公園等を対象に、公共施設管理者との協議・同意に基づき「景観重要公共施設」として位置づけ、「良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号口）」及び「景観重要公共施設に関する許可の基準（同号ハ）」を定めていくこととします。

6-1 一般区域

- ① 高架鉄道や高架道路、それらの関連施設は、それぞれの区域の景観特性を踏まえ、良好な景観形成に努める。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上をめざすとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる景観をつくる。
- ③ 街路樹の育成と充実に努めるとともに、法面緑化や緑化回復等、山なみ景観や田園の景観、河川景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
- ④ 歩道や公園、緑地帯等の空間を中心に公共空間等を適切に維持管理する。

6-2 景観形成区域

(1) 国道1号・170号沿道区域

- ① 生駒山系の山裾や丘陵部等において、地形や周辺の景観構造を読み取り、活かす。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上をめざすとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
- ③ 生駒山系を背景とする区域においては、街路樹の育成と充実に努めるとともに、法面緑化や緑化回復等、山なみ景観や田園の景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
- ④ 歩道や高架下の空間等、道路空間を適切に維持管理する。

(2) 第二京阪道路沿道区域

- ① 田園地域を貫き、生駒山系の山裾を通る自然の眺望景観と市街地景観に優れた景観構造を読みとり、活かす。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上をめざすとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
- ③ 生駒山系の山裾や田園地域を貫く地域においては、街路樹や緑地帯の育成と充実等により、山なみ景観や田園の景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
- ④ 歩道や緑地帯等の空間を中心に公共空間等を適切に維持管理する。

(3) 淀川沿岸区域

- ① ヨシ原やワンド等、豊かで貴重な自然が残るところでは、郷土種等を再生する等、水辺の自然環境の保全に努める。
- ② 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
- ③ 国や大阪府、市、地域住民等が協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、淀川沿岸をきれいに保つ景観づくりを行う。

(4) 穂谷川沿岸区域、天野川沿岸区域

- ① 豊かで貴重な自然が残るところでは、水辺の自然環境の保全に努める。
- ② 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
- ③ 国や大阪府、市、地域住民等が協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、河川沿岸をきれいに保つ景観づくりを行う。

(5) 東部景観区域

- ① 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
- ② 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのもののへの影響に配慮する。
- ③ 国や大阪府、市、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

6-3 景観重点区域

(1) 枚方宿地区

- ① 街道の舗装や道路標識等の公共サインなどは、歴史的資源や伝統的なまちなみと調和したデザインや素材となるよう工夫することによって歴史的景観づくりに努める。また、景観を阻害する要因となっている電柱、電線について、地中化等の工夫に努め、全体として一体感が感じられる街道景観をつくる。
- ② 枚方宿地区にある道標などは、周辺のまちなみと一緒にとなって歴史的な雰囲気を形作っていることから、適切に維持管理する。
- ③ 歴史的街道（道路）は、伝統的なまちなみ同士をつなぎ、市域を越えて連続していることに意味があることから、大阪府、市、地域住民等が協力し、適切に維持管理する。
- ④ 枚方宿地区においては、質の高い空間形成や沿道の歴史的資源、伝統的なまちなみを活かした街道景観の形成を推進し、地区にふさわしい景観形成を図る。

附則

○平成26年6月30日以前の取り扱いについて

枚方市景観条例を全面施行（平成26年7月1日）するまでの平成26年6月30日以前の期間は、第1章から第3章及び第6章については以下のとおり、大阪府景観計画を準用して枚方市域の景観形成を進めて行きます。

1. 景観計画区域

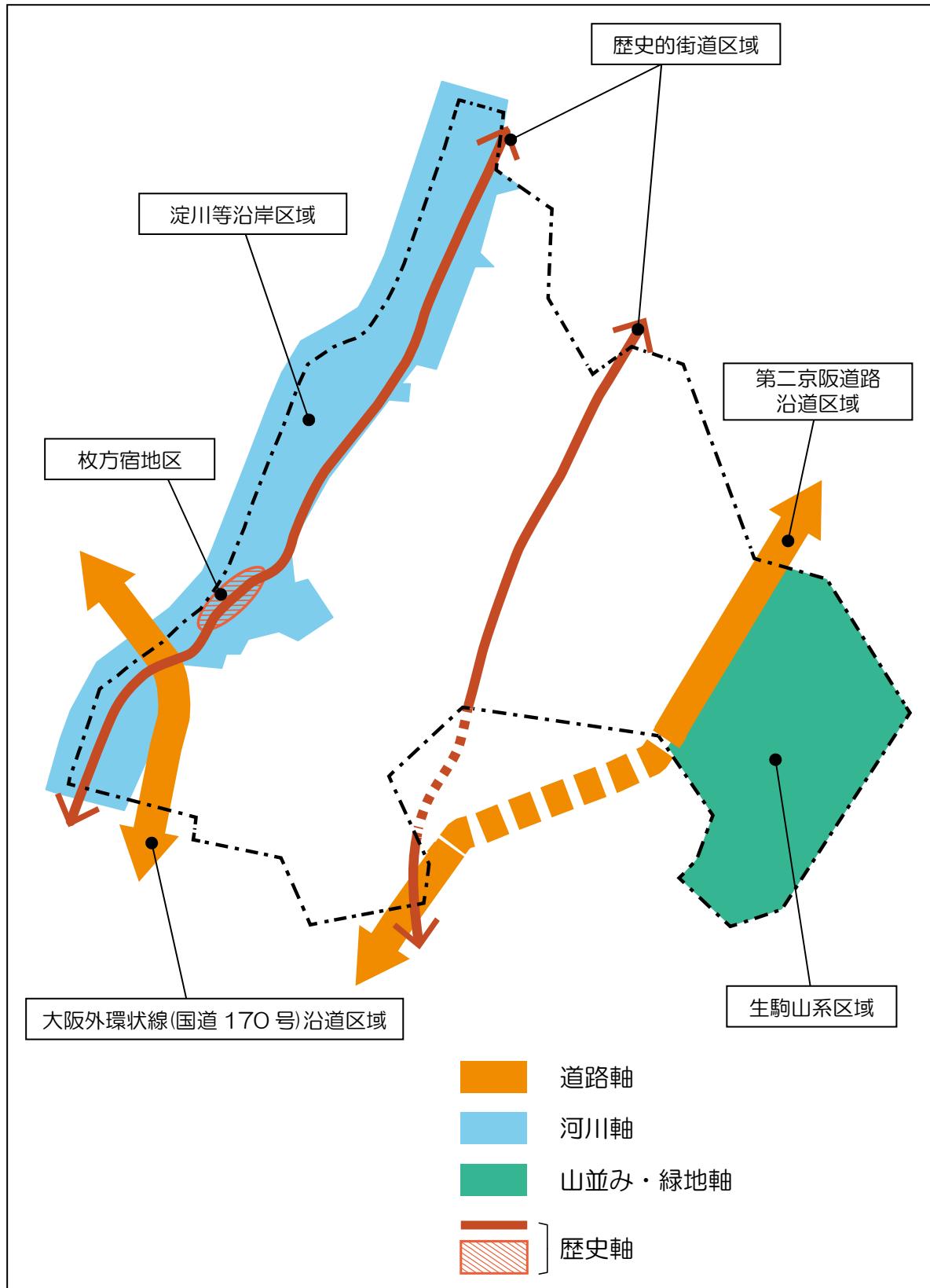
以下のとおりとする。

道路軸	大阪外環状線（国道170号）沿道区域 道路の端から両側50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。
	第二京阪道路沿道区域 道路の端から両側50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。
河川軸	淀川等沿岸区域 河川区域の端から500m幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。
山並み・ 緑地軸	生駒山系区域 第二京阪道路と市域界に囲まれた区域とする。
歴史軸	歴史的街道区域（一般区域） 枚方市域の歴史的街道（京街道、東高野街道）及びその沿道の区域（道路の端から両側10mの幅の区間を合わせた区域とする。） 歴史的街道区域（重点区域） 枚方宿地区 ※詳細は5頁に示す。

【留意事項】

- (1) 沿道・沿岸区域から連続する商業系用途の区域等を含む。（ただし、歴史軸を除く。）
- (2) 区域の詳細は平成26年3月31日時点で枚方市域において適用されていた大阪府景観計画区域図による。
- (3) 敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域内とする。
- (4) 区域が重複する場合は、それぞれの方針、基準を適用する。

【景観計画区域】



2. 景観計画区域の方針等

(1) 道路軸

① 良好な景観の形成に関する方針

【大阪外環状線（国道170号）沿道区域】

I. 景観づくりの目標

『大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境等に配慮した景観をつくりだす。』

II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 大阪府郊外の各都市を結ぶ骨格的な環状道路軸であり、また関西国際空港への主要なアクセス軸であることを意識した景観づくりを行う。
- (2) 大阪の背景を成している生駒・金剛・和泉葛城山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- (3) 大阪の郊外都市を環状に結ぶ道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、放射状の都市軸との交差部や駅周辺地区等において周辺環境に配慮した良好なランドマークの形成等に努める。
- (4) 周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にする。

2. 場所を活かす方針

(1) 枚方市域

沿道サービス施設、業務施設、集合住宅等が中心となった都市的沿道景観が形成されている現状をふまえ、『まちなみの調和やまとまりに配慮した活気ある景観づくりを行う。』

- ①淀川の水とみどりの軸や、丘陵地等のみどりと連携したみどり豊かな景観づくりを行う。

②京街道枚方宿の伝統的なまちなみとの調和や、歴史的環境を活かした取組みとの連携に配慮する。

III. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 主に生駒・金剛・和泉葛城山系の山裾において、大阪の郊外都市の縁辺部や中心部を環状に結ぶ景観構造を読み取り、活かす。
2. 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
3. 生駒・金剛・和泉葛城山系を背景とする区域においては、街路樹の育成と充実に努めるとともに、法面緑化や緑化回復等、山並み景観や田園景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
4. 歩道や高架下の空間等、道路空間を適切に維持管理する。

【第二京阪道路沿道区域】

I. 景観づくりの目標

『生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだす。』

II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 京都、大阪を結ぶ古来からの文化往来の地に位置し、また北河内の各都市を南北に結ぶ地域軸となり、沿道の新たな市街地形成の先導的役割を果たし、地域の風景となる良質な空間・景観を創造する。
- (2) 北河内の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- (3) 東西の都市軸と交差する道路空間がもたらす場所性を活かし、IC周辺部、都市軸との交差部等での良好なランドマークの形成等に努める。
- (4) 周辺の自然的要素、歴史的文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にし、節度と風格のある景観づくりを行う。

2. 場所を活かす方針

(1) 天野川より西側の区間

農地と樹林地が大半を占め、みどりの量の多い景観が形成されている現状をふまえ、『山並みや公園等のみどり多い優れた環境になじむ質の高い景観づくりを行う。』

- ①交野南 IC 周辺等においては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ②沿道に広がる田園風景との調和に配慮する。
- ③専用道路の構造の変化により、視界の開ける区域においては、周辺の景観への調和等、道路からの眺望に配慮する。

(2) 天野川より東側の区間

生駒山系の裾野と農地と閑静な低層住宅地、ゴルフ場等、みどりの量の多い景観が形成されている現状をふまえ、『生駒山系の山並み等のまとまりのあるみどりに配慮し、豊かな自然景観と良好な住宅地と調和した景観づくりを行う。』

- ①国道 307 号交差部、JR 津田駅、JR 藤阪駅、JR 長尾駅、枚方学研 IC、枚方東 IC 周辺等においては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ②生駒山系の山並みが迫る地域については、みどり豊かな景観づくりを行う。

III. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 門真の市街地から、田園地域を貫き、生駒山系の山裾通る自然の眺望景観と市街地景観に優れた景観構造を読み取り、活かす。
2. 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
3. 生駒山系の山裾や田園地域を貫く本地域においては、街路樹や緑地帯の育成と充実等により、山並み景観や田園景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
4. 歩道や緑地帯等の空間を中心に公共・公益空間を適切に維持管理する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

道路軸（大阪外環状線沿道区域・第二京阪道路沿道区域）の規制又は措置の基準については、

下表を適用する。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用する。

【道路軸に適用】

建築物等 (これに附屬する工作物を含む) の基準	建築物及びこれに附屬するもの の配置	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	
		(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	
	屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないようないい工夫をする。	
		色彩 外壁 意匠	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表（附）1の色彩基準を遵守すること。 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩 外壁 意匠	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表（附）1の色彩基準を遵守すること。 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
		敷地内の緑化	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

【別表（附）1（色彩基準）】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕 若しくは模様 又は色彩の変更	高さが20mを超える煙、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱 木柱、装飾塔 記念塔、高架 槽 サイ口、物見塔等 高さが20m又は 造面積が2,000m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースタ、リーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに枚方市景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(2) 河川軸

① 良好な景観の形成に関する方針

【淀川等沿岸区域】

I. 景観づくりの目標

『自然のうるおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しいまちなみと山並みが織りなす雄大な景観を守り、育てる。』

II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

(1) 広大な水と緑の空間と背後のまちなみや北摂、生駒の山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、雄大な淀川と調和のとれた景観づくりを行う。

- ①沿川の建築物等は、対岸から見られることを意識し、外形や色調、スカイライン等、周辺との調和に配慮する。
- ②高層や大規模な建築物等は、ランドマークやアイストップとなりやすいため、特に橋梁や対岸等からの見え方に配慮するとともに、枚方丘陵や北摂、生駒の山並み等、背後の風景との調和について配慮する。
- ③住宅団地や駅前等の高層建築物が集積する地区では、地区全体をひとつのまとまりと捉え、建築物群としての見え方やスカイライン等に配慮する。

(2) 大阪平野を貫いて流れ、大阪の市街地に自然のうるおいをもたらす淀川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。

- ①沿川部が淀川とともにうるおいを感じる緑の帯となるよう、地域にあった樹種の植栽等、周辺とのつながりに配慮し、沿川敷地の緑化に努める。
- ②淀川に隣接する建築物等の河川側部分については、特に堤防や橋梁からの景観を意識するよう努める。
- ③集落内の屋敷林や生け垣、寺社林等は適切な維持管理に努める。
- ④スーパー堤防上の敷地においては、河川の植栽とのつながり等に配慮する。

(3) 周辺にある淀川と関わりの深い歴史文化遺産等との調和やつながりを意識する、淀川からの眺望の確保に配慮する、スーパー堤防と淀川との一体性に配慮する等、淀川との関係を活かした景観づくりを行う。

- ①淀川と関わりのある周辺の歴史的建造物、記念碑、集落、道標等の歴史文化遺産等を把握し、地域の魅力ある景観づくりに活かすように努める。
- ②人々が集まる堤防や橋梁から見える建築物等や敷地は、そこからの視線を意識した意匠等とするよう努める。
- ③工場等は建物や設備等の美装化、設備等の見えにくい配置、植栽等による修景等の工夫に努める。
- ④スーパー堤防事業等により沿川に建つ高層建築物は、周辺からの眺望が失われないよう、配置や意匠等に配慮する。
- ⑤スーパー堤防上の敷地では、河川側への植栽の配置等により淀川の自然との一体性に配慮し、圧迫感を感じさせないよう建築物の配置や意匠等に配慮する。

2. 場所を活かす方針

(1) 淀川左岸の景観

淀川の自然、歴史環境と都市文化が融合し、賑わいのあるなか、淀川の眺望と緑を感じられる景観づくりを行う。

①淀川の自然環境と旧枚方宿等の歴史環境と都市文化が融合し、賑わいのある景観づくりを行う。

②市街地では淀川の眺望と緑を感じられるよう、堤防へのアクセス空間の景観への配慮等により、自然と調和し、淀川を意識できる景観づくりを行う。

(2) 景観ポイント

①都市の入り口となる橋梁付近では、意匠等において景観ポイントとして名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

1)淀川に架かる幹線道路の橋梁（枚方大橋）付近における建築物等は、都市の分節点にふさわしい名所的な空間となるよう、意匠等に配慮する。

②旧枚方宿等、京街道沿道に残る淀川とのつながりが深い集落では、それぞれの集落にふさわしい伝統文化が感じられる景観づくりを行う。

1)淀川沿川、京街道沿道に今も残る集落等では、伝統的な外観や緑の多い環境等、それぞれに感じられる伝統的景観の保全と調和に努める。

2)旧枚方宿では、旧街道、町家、寺院等が一体となった歴史的まちなみの保全、整備に努める。

③沿川の駅周辺、スーパー堤防事業や大規模開発地等の市街地では、淀川の眺望景観や地域のまとまりに配慮するとともに、様々な景観誘導施策の実施に努め、良好な景観づくりを行う。

1)駅周辺等の高層建築物群等による市街地では、地域全体をひとつのまとまりと捉え、建築物群としての見え方やスカイライン等に配慮する。

2)スーパー堤防事業等による高層建築物は、河川側への植栽の配置等により、淀川が持つ空間や自然等との一体性に配慮するとともに、眺望景観を阻害せず、圧迫感を感じさせないよう、配置や意匠等に配慮する。

3)沿川の大規模開発による高層建築物等は、対岸からも視認され、沿川市街地の景観拠点となるため、地区計画や建築協定といった様々な景観誘導手法により質の高い景観の形成に努める。

④淀川の支川と主要道路が交差する橋詰空間では、淀川と支川双方の河川空間の表情を活かし、名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

1)淀川の支川と主要道路が交差する橋詰空間では、双方の河川を眺望できることから、双方の河川空間の表情を活かし、名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

III. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. ヨシ原やワンド等、豊かで貴重な自然が残るところでは、郷土種等を再生する等、水辺の自然環境の保全に努める。
2. 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町だけでなく、淀川と関わりの深い地域住民等と協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、淀川をきれいに保つ景観づくりを行う。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

河川軸（淀川等沿岸区域）の規制又は措置の基準については、下表を適用する。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用する。

【河川軸に適用】

建築物等 (これに附屬する工作物を含む) の基準	建築物及びこれに附屬するもの の配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表(附)1の色彩基準を遵守すること。
工作物の基準	工作物の外観	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
		敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)河川(堤防)に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表(附)1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)河川(堤防)に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

【別表（附）1（色彩基準）】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ④ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ⑤ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ⑥ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが20m又は建築面積が2,000m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに枚方市景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(3) 山並み・緑地軸

① 良好な景観の形成に関する方針

【生駒山系区域】

I. 景観づくりの目標

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。』

II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

(1) 生駒山系は、市街地からの眺望を縁取る緑の屏風として視認され、重要な緑の景観を形成しており、市街地の背景あるいは市街地からの眺望対象としての生駒山系を意識した景観づくりを行う。

- ①「山麓付近」及び「山麓と市街地の中間部」等での建築行為等にあっては、背景となる生駒山系とが一体となった景観を意識するよう努める。
- ②行為を行う 域の近隣環境のみならず、幹線道路、公園、公共建築物、鉄道駅舎等、不特定多数の人が集まる視点場からの見え方を考慮し、山並みと調和した景観形成を行う。

(2) 山麓斜面において、都市近郊樹林等の自然環境の保全と緑豊かな景観の創出を図る。

- ①山麓斜面において、「土砂災害から市街地を守るための治山、治水機能の充実」といった防災機能に併せ、「良好な都市景観やレクリエーションの場の創出」といった観点からも、市街地に隣接する山麓斜面に都市近郊樹林等による自然環境を形成、保全し、維持していく。
- ②山麓斜面で建築行為等を行う場合は、周辺の自然環境と一体となった緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

2. 場所を活かす方針

(1) 山並みと直交する幹線道路等からの景観

(国道 307 号、府道枚方高槻線(17)、府道枚方富田林泉佐野線(20)、JR 片町線、穂谷川)

- ①緑視率の向上を図るため、道路との敷際ににおける緑化の促進を図る。
- ②沿道に立地する建築物は、意匠等が周辺とくらべて突出したものとならないよう、沿道の都市的景観と正面の自然景観の調和を図る。
- ③道路正面の山麓部は、アイストップとなるため、背景となる山並みに配慮する。

(2) 山並みに沿って走る幹線道路等からの景観

(府道枚方富田林泉佐野線(20)、JR 片町線 等)

- ①山麓部では眺望に配慮した緑化を推進するとともに、沿道市街地では敷際等の緑化を図り、山並みの緑との連続性に配慮する。
- ②山麓部の市街地では、幹線道路から眺望されることを意識し、背景となる山並みと併せ、周辺の建築物群が構成するスカイラインに配慮する。

(3) 公園・緑地等の広場からの景観

- ①当該地付近では、公園・緑地等を山並み風景の眺望点とし、背景となる山稜線に配慮する。
- ②当該地付近では、現存するみどりで構成された景観に与える影響が大きいため、敷地内緑化や壁面緑化等の緑視率の向上方策について検討する。

III. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
2. 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのものへの影響に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

山並み・緑地軸（生駒山系区域）の規制又は措置の基準については、下表を適用する。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

【山並み・緑地軸に適用】

建築物等 （これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないよう工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
		色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとしない。 ※別表（附）1の色彩基準を遵守すること。
工作物の基準	工作物の外観	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
		敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとしない。 ※別表（附）1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

【別表（附）1（色彩基準）】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ⑦ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ⑧ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ⑨ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが20m又は建築面積が2,000m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに枚方市景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(4) 歴史軸

①良好な景観の形成に関する方針

【歴史的街道区域】

I. 景観づくりの目標

『沿道のまちなみや道標など歴史的な雰囲気を有する文化資源（歴史的資源）を活かした景観づくりを行う。また、地域の伝統的な雰囲気のまちなみ（伝統的なまちなみ）との調和や街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。』

II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

(1) 歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。

- ①道標などの歴史的資源や伝統的なまちなみが残る歴史的街道の沿道であることを意識し、また街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。

(2) 伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。

- ①宿場町、農村集落、門前町など各地域の成り立ちや発展の経過等を踏まえ、その地域の伝統的な様式や緑の多い環境など各地域の特色や歴史を読み取り、周辺のまちなみと調和した景観づくりを行う。

- ②建築物等の形態、仕様、素材、色彩などは、伝統的なまちなみとの調和に配慮し、景観を損なわない工夫に努める。

(3) 歴史的街道の景観整備については、沿道の歴史的資源や伝統的なまちなみとの調和に配慮するとともに、道路占用物等が乱立しないように努める。

- ①歴史的街道では、舗装面の仕上げ等が景観を構成する重要な要素となっていることから、沿道の道標、地蔵堂などの歴史的資源や伝統的なまちなみと調和したデザインや素材を工夫することによって歴史的景観づくりに努める。

- ②景観を阻害する要因となっている電柱、電線等について、地中化などの工夫に努める。

- ③街道沿いに自動販売機や電話ボックス、郵便ポスト等を設置する場合は、周辺のまちなみと調和したデザインや素材とするなどの工夫に努める。

(4) 歴史的街道にある道標、地蔵堂などは、周辺のまちなみと一緒にとなって歴史的な雰囲気を形作っていることから、適切な維持、管理を行う。

- ①歴史的街道にある道標、地蔵堂などは、訪問者や周辺の住民が街道を意識できる貴重な歴史的資源であり、周辺のまちなみと一緒にとなって歴史的な雰囲気を有する景観を形作っていることから、適切な維持、管理を行う。

- (5) 伝統的なまちなみが残る区域に掲出される屋外広告物は、沿道の建築物や周辺のまちなみとの調和に配慮する。

①屋外広告物は、都市における必要な情報の発信源であり、まちを活気づけるものである。しかし、無秩序な掲出は、屋外広告物が氾濫し、伝統的なまちなみを損なうこととなるため、沿道の建築物や周辺のまちなみと調和したデザインや素材を工夫することによって歴史的景観づくりに努める。

2. 重点区域の方針

(1) 枚方宿地区

枚方宿地区は、江戸時代から京都と大阪をつなぐ京街道の宿場町として栄え、陸の街道だけでなく、街道とほぼ平行して流れる淀川を利用した水上交通の中継港としても繁栄した。その後も枚方市の玄関口として成長してきたが、今でも歴史的な建造物が数多く残り、淀川や万年寺山といった自然環境にも恵まれている。

地区内は、街道沿いの伝統的なまちなみが残る区域、その街道から一筋中に入った住宅中心の区域、そして、枚方市駅や枚方公園駅周辺の商業・業務施設が多い区域の3つのゾーンに分けられる。

街道沿いの区域には、当時船宿として栄えた「鍵屋」に代表されるような、1階部分を出格子や腰板張りとして、2階や中2階部分を虫籠（むしこ）窓のある漆喰塗りとするなど、外観に地域の伝統的様式を備えた町家が多く見られる。この地区の特徴は、街道に向かって傾斜した切妻の屋根がかかり、通りから直接出入りする平入りの建物が軒を連ねることにより、連續したまちなみを生み出している。

また、近年は、商店街を中心に歴史的景観と調和した改修等が行われる一方で、新材による建替えや空地・駐車場のネットフェンス等がまちなみの連續性における課題となっている。

このような状況から、枚方宿地区では、各ゾーンの特性に応じて、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な生活環境の保持、景観の保全・創造、並びに商業機能の充実を図る。

当地区を歴史的街道に面する「歴史的環境整備ゾーン」、住宅等が集積している「生活環境整備ゾーン」、商業・業務施設が集積している「商業・業務環境整備ゾーン」の3つのゾーンに分け、ゾーンごとの特性に応じた景観づくりに努める。

- ①歴史的環境整備ゾーン・・・歴史的街道の沿道としてふさわしい景観づくりを行う。
- ②生活環境整備ゾーン・・・歴史的環境整備ゾーンと調和した景観づくりを行う。
- ③商業・業務環境整備ゾーン・歴史的環境整備ゾーンに配慮した景観づくりを行う。

3. 一般区域の方針

一般区域は、歴史的街道としてのつながりを意識し、一部で歴史的資源や伝統的なまちなみが残っている地区があることなどを踏まえ、周辺との調和に対して一定の配慮を行う。

- ①歴史的街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。
- ②周辺に歴史的な建築物や伝統的なまちなみが見られる場合は、周辺との調和に配慮した景観づくりを行う。
- ③道標、地蔵堂などの歴史的資源がある場合は、歴史的街道の沿道であることを意識した景観づくりを行う。
- ④歴史的街道のスケール感に配慮した景観づくりに努める。

III. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 街道の舗装や道路標識等の公共サインなどは、歴史的資源や伝統的なまちなみと調和したデザインや素材を工夫することによって歴史的景観づくりに努める。また、景観を阻害する要因となっている電柱、電線について、地中化等の工夫に努め、全体として一体感が感じられる街道景観をつくる。
2. 歴史的街道にある道標、地蔵堂などは、周辺のまちなみと一緒にして歴史的な雰囲気を形作っていることから、適切に維持管理する。
3. 歴史的街道（道路）は、伝統的なまちなみ同士をつなぎ、市町村域を越えて連続していることに大きな意味があることから、府、市町村だけでなく、街道の沿道や関わりの深い住民等と協力し、適切に維持管理する。
4. 重点区域においては、質の高い空間形成や沿道の歴史的資源、伝統的なまちなみを活かした街道景観の形成を推進し、重点区域にふさわしい景観形成を図る。

- ①歴史的街道の舗装を歴史的資源や伝統的なまちなみと調和する落ち着きのあるアースカラーを基調とした路面デザインとする。また、沿道の歴史的資源や伝統的なまちなみと調和する経年変化の効果が得られるよう素材選定にも配慮する。
- ②電柱等は、無電柱化や電線類の集約化など、より良い街道景観の形成を推進する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

歴史軸（歴史的街道区域）の規制又は措置の基準については、区域に応じて下表を適用する。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用する。

(1) 一般区域の規制内容について

一般区域の方針により、歴史的街道を意識し、良好なまちなみを形成し誘導するような内容とする。

【歴史軸（一般区域）に適用】

建築物等 (これに附屬する工作物を含む) の基準	建物及びこれに附屬するもの の配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干し等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮し、著しく派手なものとしない。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
工作物の基準	工作物の外観	外壁	長大な壁面等は、適切な縁化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮し、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
		敷地内の緑化	(ア)街道に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮し、著しく派手なものとしない。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な縁化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮し、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		(ア)街道に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

(2) 重点区域の規制内容について

重点区域の方針により、重点区域内での規制内容は歴史的街道の重要な拠点となるようなまちなみへ誘導するような内容とする。

【歴史軸（重点区域・枚方宿地区）に適用】

建築物等 （これに附屬する工作物を含む） の基準	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見える場所に配置する場合は、建築物若しくは塀と一体化したり、又は植栽により修景する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	建築設備・附属物等	建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	屋外広告物	歴史的環境整備ゾーンにおいて看板等を設置する場合、 (ア)建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。 (イ)歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。 (ウ)複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫に努める。
	歴史的環境整備ゾーン	
建築物の外観	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	(ア)壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連續性に配慮する。 (イ)木、石、漆喰等の伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。
	屋根	原則、勾配屋根とするとともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連續性に配慮する。
	意匠等	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。
	生活環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	木、石、漆喰などの伝統的素材と調和するものとする。
	屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下）
	意匠等	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）と調和するものとする。

（次頁につづく）

(前頁のつづき)

		商業・業務環境整備ゾーン
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
	屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下）
	外壁・意匠等	和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	歴史的環境整備ゾーン
		色彩 外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
		外壁 垣、さく等（塀、門等）を配置する場合は、街道との敷際に配置し、周辺との連續性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみと配慮する。
		意匠 木、石、漆喰、瓦などの伝統的素材、又はそれらと調和するものを使用するなど、和風の造りとなるよう配慮する。
		生活環境整備ゾーン
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和したものとする。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
	意匠	和風と調和するデザインとする。
		商業・業務環境整備ゾーン
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和したものとする。 ※別表（附）2の色彩基準を遵守すること。
	意匠	和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。

【別表（附）2（色彩基準）】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ⑩ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ⑪ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ⑫ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合（一般区域に限る。）
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】

○一般区域

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は建築面積が2,000m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが20m又は建築面積が2,000m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに枚方市景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

○重点区域

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての建築物
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 ・垣、さくその他これらに類する工作物等 (ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ2mを超えるものに限る)

なお、法並びに枚方市景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。